

第7期第1回横浜市子ども・子育て会議〔放課後部会〕

日時：令和7年3月17日（月）

18時30分～20時00分

場所：市庁舎18階 みなと6・7会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 青少年部長あいさつ
- 3 委員の紹介
- 4 事務局の紹介
- 5 議事
 - (1) 横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について
 - (2) 令和6年度モデル事業の報告及び令和7年度放課後施策について
- 6 閉会

〔配付資料〕

- | | |
|-----|---|
| 資料1 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿 |
| 資料2 | 横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿 |
| 資料3 | 横浜市子ども・子育て会議条例 |
| 資料4 | 横浜市子ども・子育て会議運営要綱 |
| 資料5 | 横浜市放課後児童施策の質の向上に関する検討について |
| 資料6 | 放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの長期休業期間中における昼食提供のモデル実施に係るアンケート調査結果について |
| 資料7 | 小学生の朝の居場所づくりモデル事業に係るアンケート調査結果について |
| 資料8 | 令和7年度予算概要 |

資料1

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 委員名簿

◎: 部会長 ○: 職務代理者
【敬称略・50音順】

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	文教大学人間科学部 准教授	○ あおやま てつぺい 青山 鉄兵	
2	千葉大学 名誉教授 千葉敬愛短期大学 名誉教授	◎ あかし よういち 明石 要一	
3	市民委員	かない ひろゆき 金井 宏之	
4	文教大学人間科学部 教授	かねふじ ふゆこ 金藤 ふゆ子	臨時委員
5	国土舘大学文学部教育学科 教授	すずき ゆうこ 鈴木 裕子	臨時委員
6	横浜市PTA連絡協議会 副会長	たかすぎ ようこ 髙杉 陽子	臨時委員
7	横浜市青少年指導員連絡協議会 会長	へんみ しんいち 辺見 伸一	
8	横浜市小学校長会 副会長	ほしな ゆうこ 保科 優子	臨時委員
9	横浜市子ども会連絡協議会 会長	まつもと ゆたか 松本 豊	臨時委員
10	横浜市民生委員児童委員協議会 青葉区主任児童委員連絡会代表	みうら なおみ 三浦 尚美	
11	横浜障害児を守る連絡協議会 副会長	みやなが ちえこ 宮永 千恵子	臨時委員

※任期は令和8年10月31日まで

横浜市子ども・子育て会議放課後部会 事務局名簿

こども青少年局

区 分	所 属	氏 名
	青少年部長	田 口 香 苗
	放課後児童育成課長	河 原 大
	放課後児童育成課担当係長	井 上 響
	放課後児童育成課担当係長	江 場 貴 之
	放課後児童育成課担当係長	奈 木 修 人
	放課後児童育成課担当係長	南 雲 純 子
	放課後児童育成課担当係長	八 島 幸 恵

横浜市子ども・子育て会議条例

(令和 5 年 4 月 1 日施行版)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。)第 72 条第 1 項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条等の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 支援法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
 - (2) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項並びに横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(平成 26 年 9 月横浜市条例第 46 号)第 4 条の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。
 - (3) その他支援法第 6 条第 1 項に規定する子ども等に係る施策に関し市長が必要と認める事項を調査審議すること。
- 2 支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村行動計画と一体のものとして策定し、及び評価するため、子育て会議は、当該市町村行動計画の策定及び当該市町村行動計画の実施状況に係る評価についての調査審議を併せて行うものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、支援法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

- 2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

- 2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第 3 条第 2 項の規定により平成 27 年 4 月 1 日に任命される委員の任期は、第 4 条第 1 項本文の規定にかかわらず、同日から平成 28 年 10 月 31 日までとする。

附 則(平成 26 年 9 月条例第 59 号)

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 66 号)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 横浜市子ども・子育て会議条例第 1 条に規定する子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 17 条第 3 項の規定によりその権限に属させられる事項について、この条例による改正後の横浜市子ども・子育て会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

附 則(平成 27 年 2 月条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)の施行の日から施行する。ただし、附則を附則第 1 項とし、同項に見出しを付し、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月条例第 7 号)

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

- 2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。
 - (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
 - (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
 - (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市放課後児童育成施策の 質の向上に関する検討会報告

～放課後キッズクラブ わくわく【区分1】を中心とした
遊びの場のあり方検討～

横浜市子ども・子育て会議放課後部会：令和7年3月17日（月）18時30分～
こども青少年局 青少年部 放課後児童育成課

1 概要

- 令和5年に実施した「放課後の充実に向けた調査」における質の向上に向けた今後の施策についての提言の中において、「活動場所やプログラムの充実」「居場所づくり」等のこども視点での支援が必要であることを改めて確認しました。
- そこで6年度は、特に課題となっている放課後キッズクラブの遊びの場で、全児童を対象としたわくわく【区分1】の猛暑時における過ごし方について、ワーキンググループによる検討会を開催しました。

検討会の内容（6年度全3回）

第1回（10月31日）	・ 検討会概要 ・ アンケート項目 ・ 今後のスケジュール
第2回（12月19日）	・ アンケート結果 ・ 各クラブでの状況についてディスカッション
第3回（2月18日）	・ 次年度以降に向けた取組の方向性 等

2 6年度検討WG委員（敬称略）

所属・役職等	氏 名
文教大学人間科学部 准教授	青山 鉄兵
横浜市小学校長会 副会長	保科 優子
放課後キッズクラブ 運営者 (株式会社 理究キッズ)	仲山 雄一郎
放課後キッズクラブ 運営者 (特定非営利活動法人 ソーシャルキッズラボ)	八幡 美佳
放課後キッズクラブ 従事者 (子安小学校放課後キッズクラブ 主任)	嵐 栄子
放課後キッズクラブ 従事者 (宮谷小学校放課後キッズクラブ 主任)	廣瀬 稔

事務局：こども青少年局放課後児童育成課長 河原 大
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 南雲 純子
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 奈木 修人
 こども青少年局放課後児童育成課担当係長 八島 幸恵

3 放課後キッズクラブわくわく【区分1】の現在の状況 令和6年度からの変更内容

【夏休み】

熱中症警戒アラート発表日の増加に伴い夏休みの受入時間短縮
2時間×2回（午前・午後）→2時間（午前のみ）へ変更

【平日】

児童の安全性を鑑み平日についても、熱中症警戒アラート発表時に
受入を制限（活動場所に余裕があるクラブは受入れも可）

4 具体的な検討内容

「猛暑時の熱中症警戒アラート発表時における過ごし方」を中心に、「活動場所」「人材確保」に課題がある中での、わくわく【区分1】の活動についての、現在の取り組み状況と、今度のあり方について議論しました。

【主な項目】

①活動内容・活動時間の工夫

例：プログラムの工夫、受入れ時間の設定 等

②活動スペースの工夫

例：猛暑時におけるスペースの確保、屋外での遊び方 等

③職員配置の状況

5 委員から出された主なご意見①

制限が行われている中で、主に工夫している内容やお子さんの状況等を伺いました

(1) 夏休み中における活動の工夫について

■実施しているプログラム内容

- ・ 夏祭り（プールでのスーパーボールすくい）、縁日等
- ・ レザークラフト等の工作プログラム
- ・ 他クラブと合同のサイエンス教室
- ・ オンラインによる工場見学、クイズ教室

■具体的な取組

- ・ 近隣の大学や高校から年齢の近い人と話をすることも良い経験に
- ・ こまめに休みを入れ、水分補給や休息を心がける

5 委員から出された主なご意見②

(2) 外遊びについて

- ・外に出なくても平気な児童もあり心配している
- ・外遊びやたくさん身体を動かすことが好きな児童が多い
- ・涼しい時間にクラブの廻りを散歩するだけでも気分転換になる

(3) R6年夏休みのわくわく受入れ時間について（午前2時間のみ）

- ・午前・午後となるよりも午前2時間のほうがシフトが組みやすい
- ・スタッフからは喜ばれたが、保護者はあまりよく思っていないのでは
- ・午前中は学習時間としており、こどもは遊び足りないと思っている
- ・午前中からキッズクラブに行く方が、生活リズムが整うのではないか

6 6年度アンケート調査について

これらの課題等を踏まえ、

キッズクラブに登録している方へアンケートを実施しました

(1) 調査方法及び対象数

対象者	調査方法	対象者	回答数	調査期間
保護者	電子申請によるアンケート	70,180人※1	8,414人	令和6年11月29日 ～12月16日
こども	クラブにて直接確認	-※2	313人 (21クラブ)	令和6年12月3日 ～12月18日
クラブ	電子申請によるアンケート	337クラブ	281クラブ	令和6年11月29日 ～12月16日

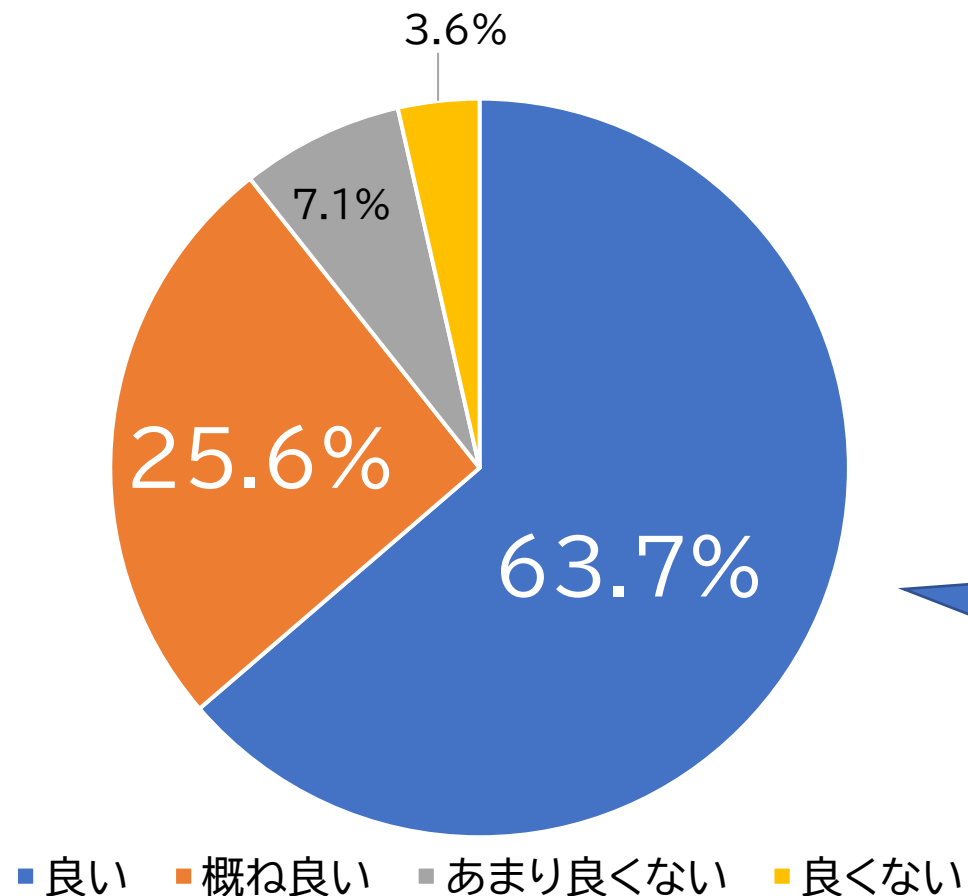
※1 令和6年4月時点の放課後キッズクラブ事業の登録者数

※2 わくわく【区分1】に登録している児童にのみ調査

6 アンケート結果抜粋①（夏休みのわくわく受入れ状況）

クラブ向けアンケート

令和6年度から夏休みのわくわく【区分1】の受入れを午前の2時間のみに
しましたが、制度変更の評価を教えてください

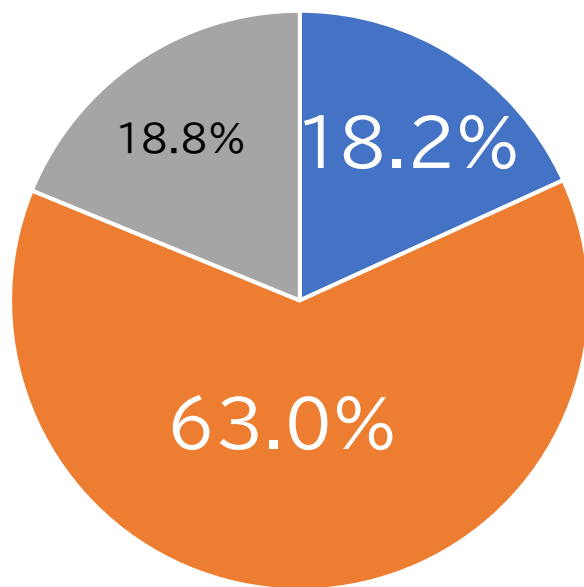


9割近くが評価

6 アンケート結果抜粋②（利用制限について）

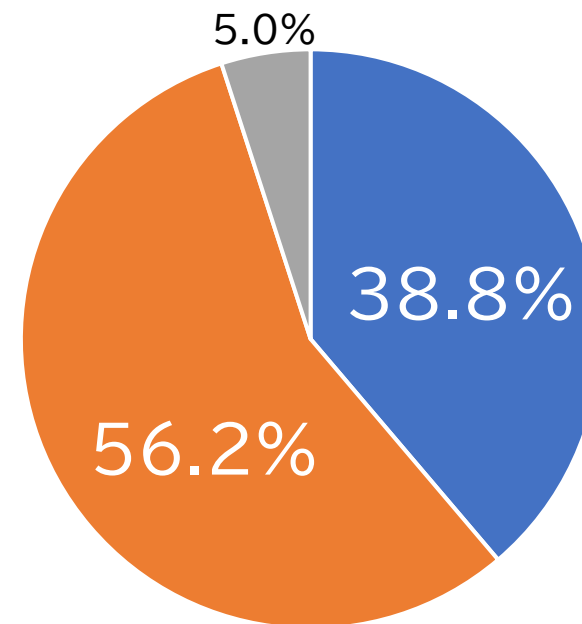
夏の暑さ対策として、夏休みに熱中症警戒アラートが発表された場合、わくわく【区分1】の利用を制限していることについてどう思いますか

保護者



- 児童の安全を考えると当然である
- 児童の安全を考えるとやむを得ない
- 保護者の都合もあるため制限すべきでない

クラブ



- 児童の安全を考えると当然である
- 児童の安全を考えるとやむを得ない
- 保護者の都合もあるため制限すべきでない

8割以上が評価

7 アンケートを踏まえた課題（まとめ）

- ・ 夏休みの「午前のみ受入れ」及び平日の「受入れ制限」は、**クラブ、保護者ともに一定の評価**がなされている。
- ・ 夏休みのわくわく【区分1】登録者は、**約65%が「夏休みにクラブを利用する予定がない」**と回答している。
- ・ アラート発表時の制限も夏休み、平日ともにやむを得ないと回答されているが、**アラート発表が前日のため、予定が立てづらい**状況にある。
- ・ わくわく【区分1】登録でも、**父母共に就労している世帯は多く、特に平日は放課後デイサービスや民間学童へのつなぎとして、クラブを利用している方も多い**ため、対応について課題となっている。
- ・ 平日は、**アラート発表を保護者が知らず児童が帰宅してしまう**ケースもある。
- ・ **活動場所が確保できるクラブは、アラート発表時も受入を希望している傾向**がある。

8 今後の進め方（案）

検討WGでのご意見や前記の課題等を踏まえ…

- 熱中症警戒アラート発表時の活動
- 猛暑時の室内での過ごし方（プログラムの充実、体育館の空調設置状況）
- 夏休みの受入れ頻度

等について継続してWGを開催し、8年度以降の対応を検討します。

令和7年度開催予定（案）

7年5月～7月に2回程度開催予定（8年度以降の取り組み案について）

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの長期休業期間中における 昼食提供のモデル実施に係るアンケート調査結果について

放課後キッズクラブ・放課後児童クラブでの長期休業期間中の昼食提供について、令和6年度の夏休みにモデル実施しました。モデル実施における課題や昼食提供のニーズ等を把握するため、児童・保護者・クラブを対象にアンケート調査を実施しましたので、結果を御報告します。

1 概要

(1) モデル実施概要

項目	内容
実施期間	令和6年7月22日～8月26日（土、日、祝日、お盆期間等を除く）
利用料金	400円／食
利用方法	各昼食提供事業者が用意するWEBサイトから直接利用登録・注文・支払いを行う
利用があったクラブ数	全565クラブのうち516クラブ（91.3%） （内訳） 放課後キッズクラブ（336クラブ）、放課後児童クラブ（180クラブ）
対象児童	47,631人（キッズクラブ 38,480人、児童クラブ 9,151人）
昼食利用登録者数	21,624人
利用人数	16,109人（利用登録者の74.5%）
延べ提供食数	123,973食
平均提供食数	6,084食／日

(2) アンケート調査

対象	児童	保護者	クラブ
実施期間	令和6年8月20日～8月26日	令和6年9月13日～10月7日	令和6年9月13日～10月16日
実施方法	15クラブでアンケート用紙を配布	全保護者を対象にWebアンケート	全クラブを対象にWebアンケート
回答数 （回答率）	243人	11,652人/79,331人※ （14.7%）	491/565クラブ （86.9%）

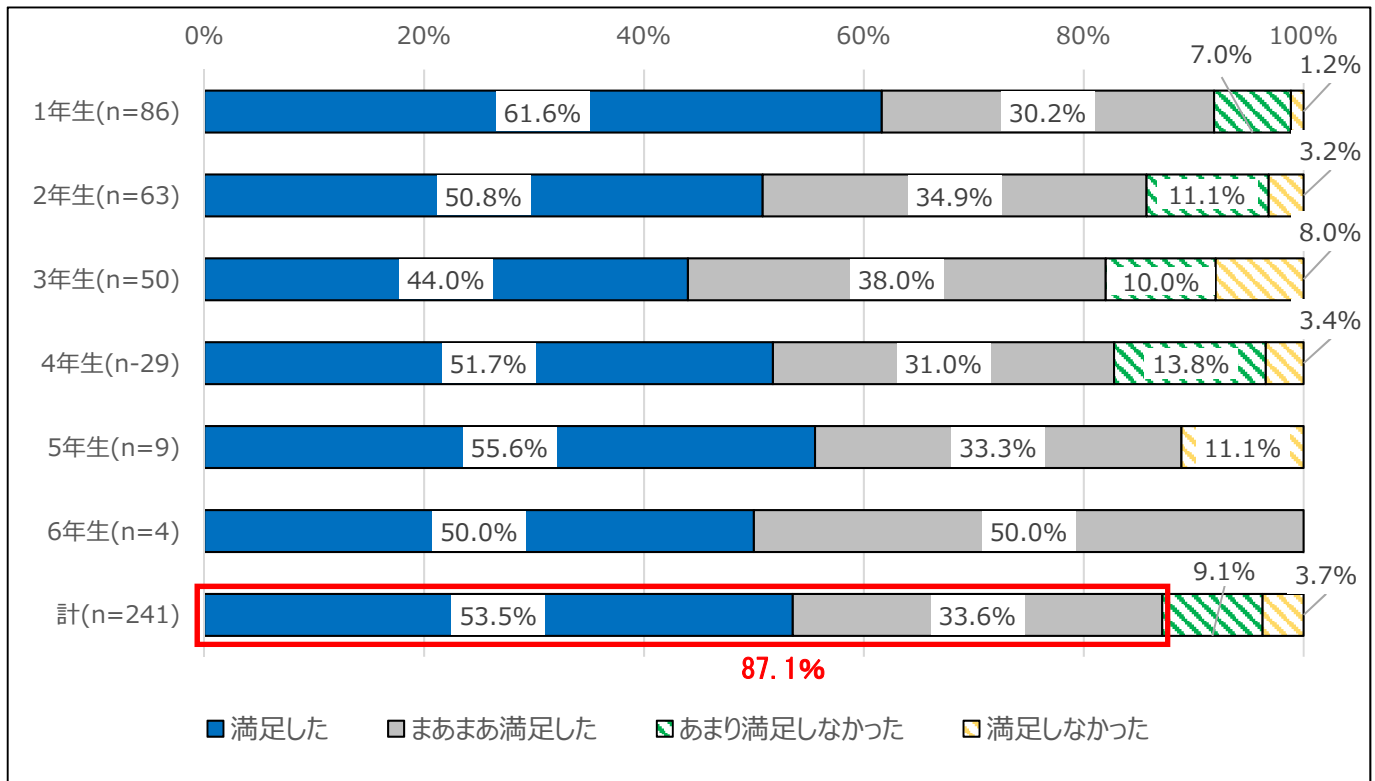
※ R6.4月時点（放課後キッズクラブ：70,180人、放課後児童クラブ：9,151人）

2 アンケート調査の主な結果について

(1) 児童向けアンケート

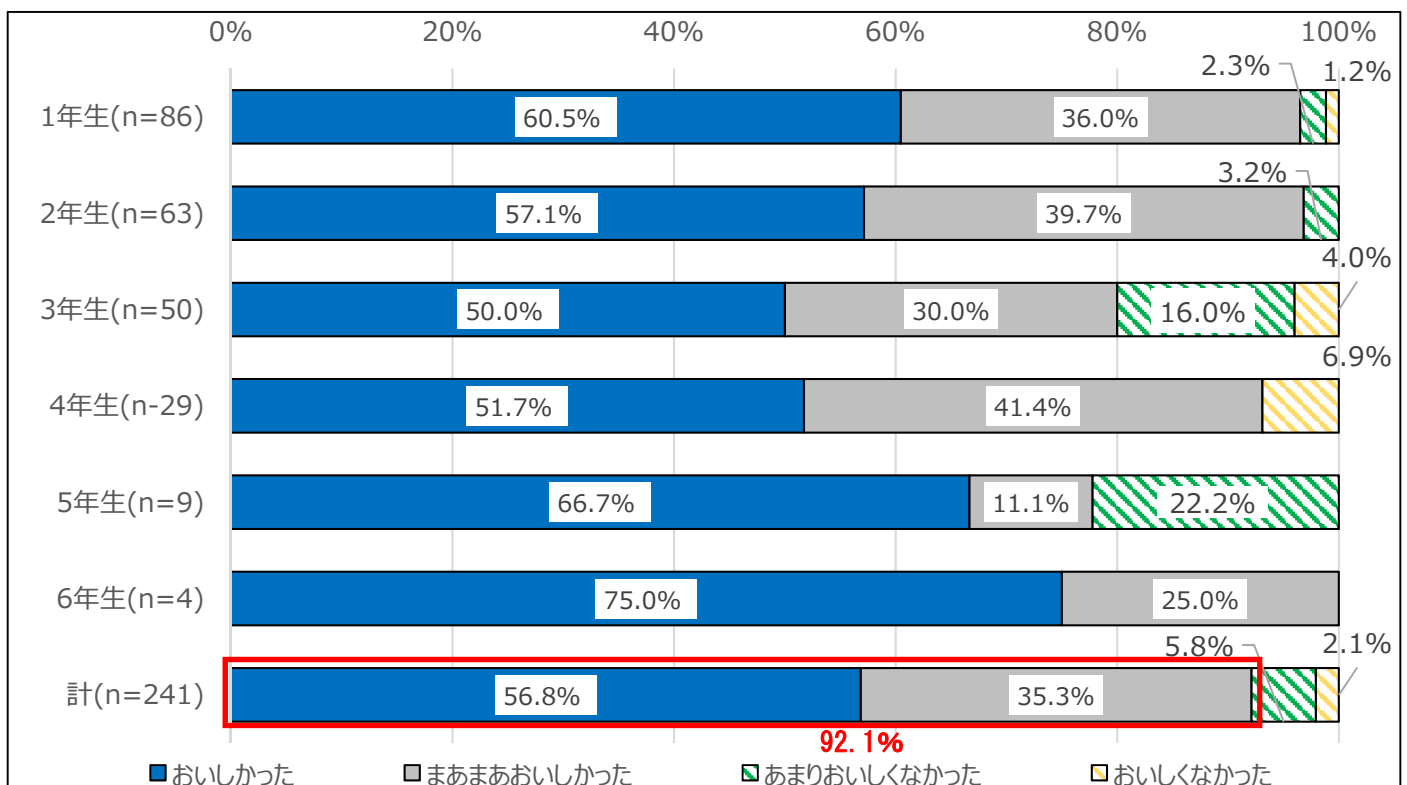
ア お弁当は満足しましたか

全体の 87.1%の児童が、「満足した」「まあまあ満足した」と回答しており、多くの児童が満足感を得ていたことがわかりました。



イ お弁当は美味しかったですか

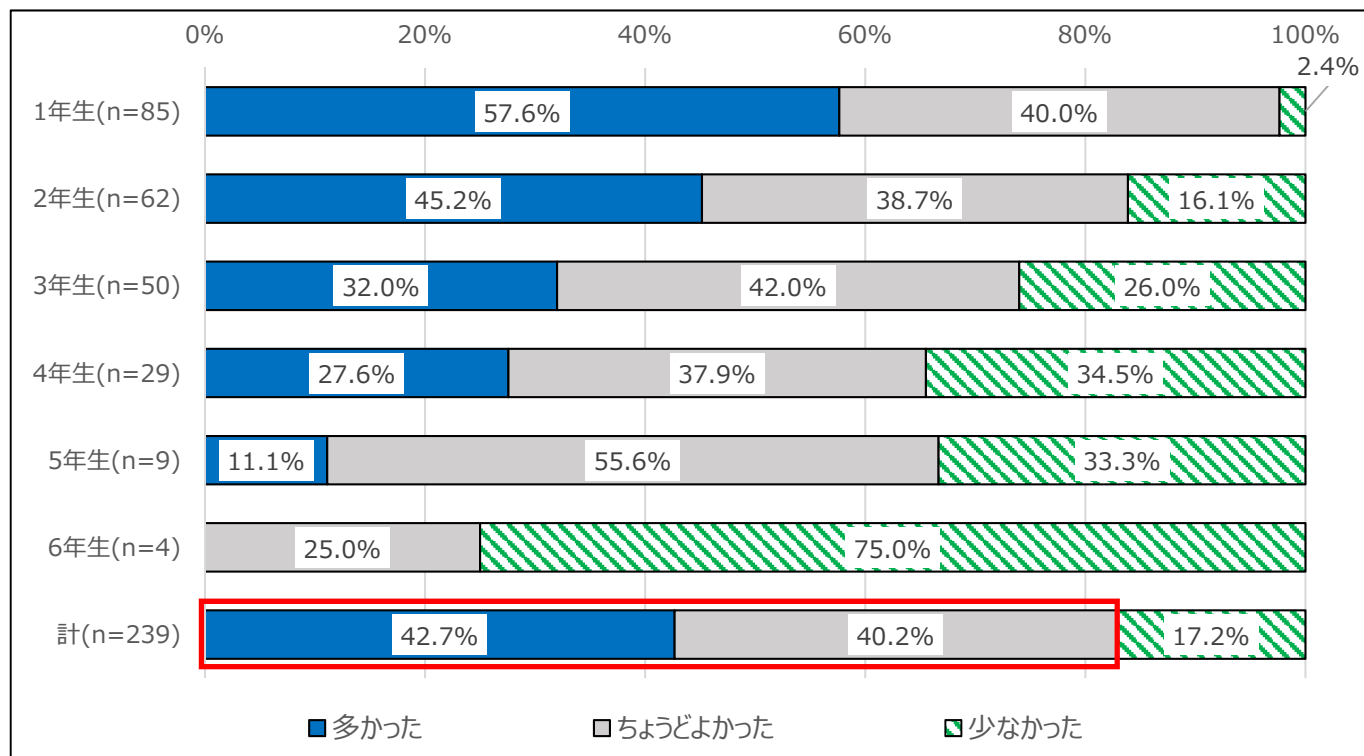
全体の 92.1%の児童が「おいしかった」「まあまあおいしかった」と回答しています。



ウ お弁当の量はどうでしたか

全体の児童の 42.7%が「多かった」と回答しており、次いで「ちょうどよかった」が 40.2%となっていました。

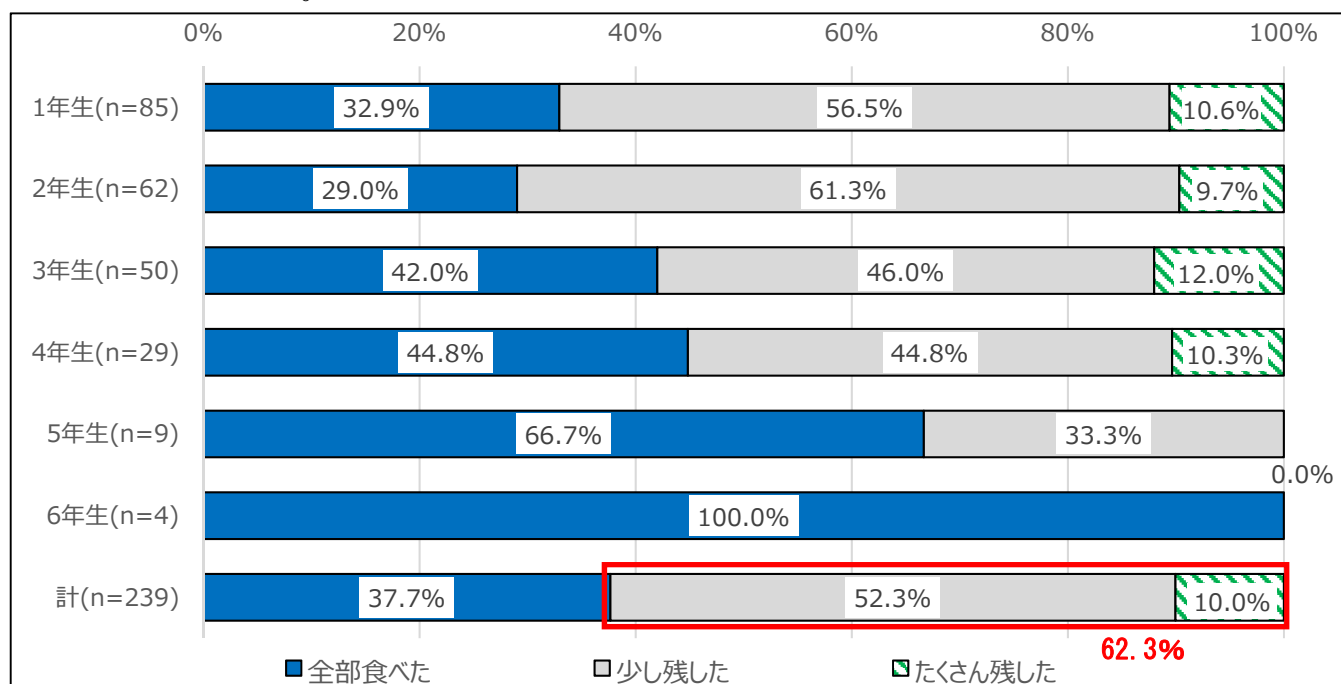
学年別の傾向では、低学年ほど「多かった」と回答する割合が、高学年ほど「少なかった」と回答する割合が高くなっていました。



エ お弁当は残さず食べられましたか

全体の児童の 62.3%が「少し残した」「たくさん残した」と回答しており、「全部食べた」と回答した児童の割合は 37.7%に留まりました。

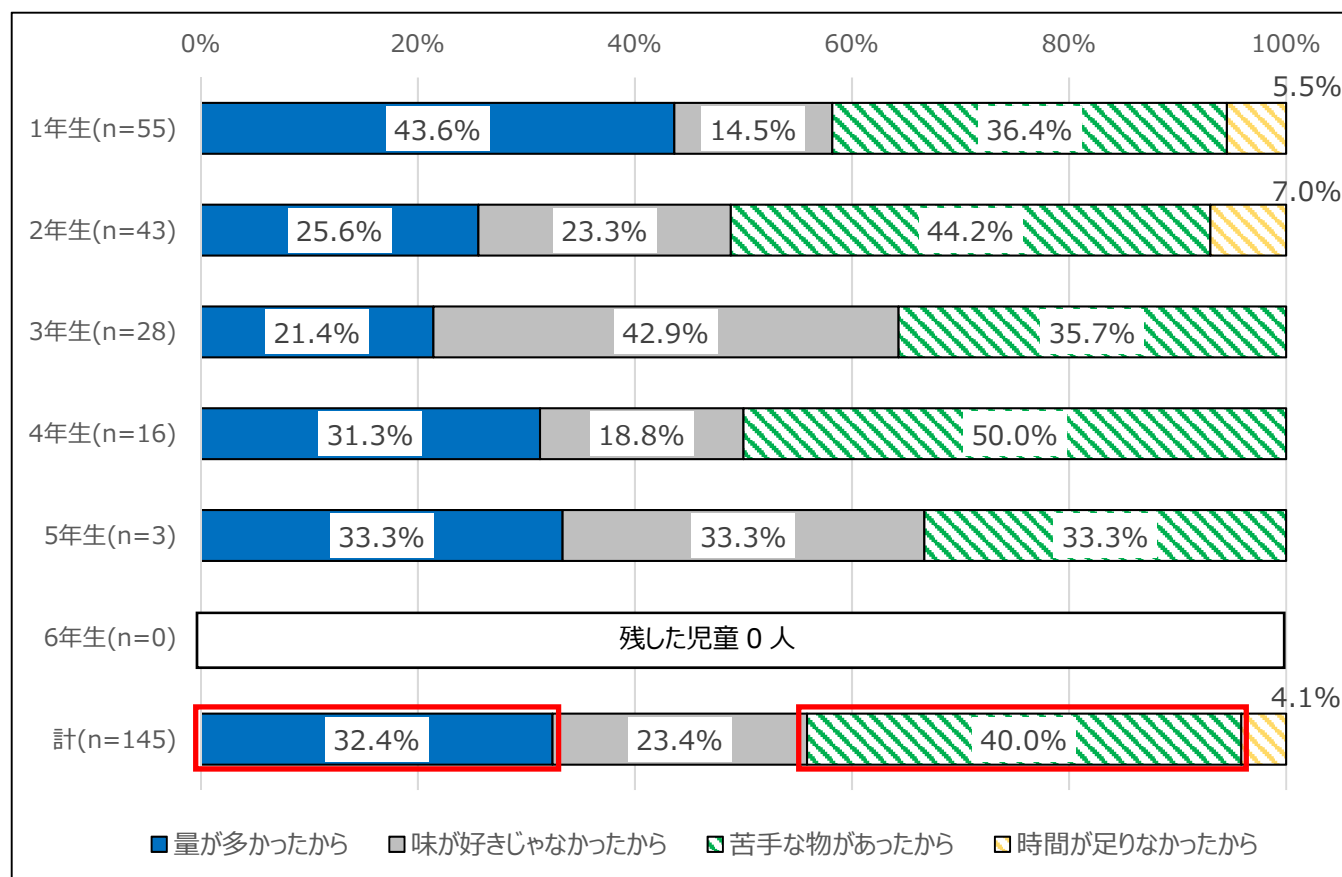
なお、学年別の傾向では、学年が上がる则「全部食べた」と回答する割合が高くなっていました。



オ お弁当を残した理由はなんですか

お弁当を「少し残した」「たくさん残した」と回答した児童に、残した理由を尋ねたところ、最も割合が高かったのが「苦手なものがあったから」で40.0%、次いで「量が多かったから」が32.4%でした。

学年別の傾向では、1年生では「量が多かったから」と回答している割合が最も高くなっていましたが、それ以外の学年では「苦手なものがあったから」の割合が高くなっていました。



カ お弁当に最も入れて欲しいもの、入れて欲しくないもの（自由記入）

お弁当に入れて欲しいものの1位は「ハンバーグ」で、以下、唐揚げ、フライドポテトなどのメニューがあがりました。

また、お弁当に入れて欲しくないものでは、1位は「ナス」となり、野菜類が目立つ結果となりました。

■ お弁当に入れて欲しいもの

1位	2位	3位	4位	
ハンバーグ	唐揚げ	フライドポテト	玉子焼き	カレー
28人	21人	13人	11人	11人

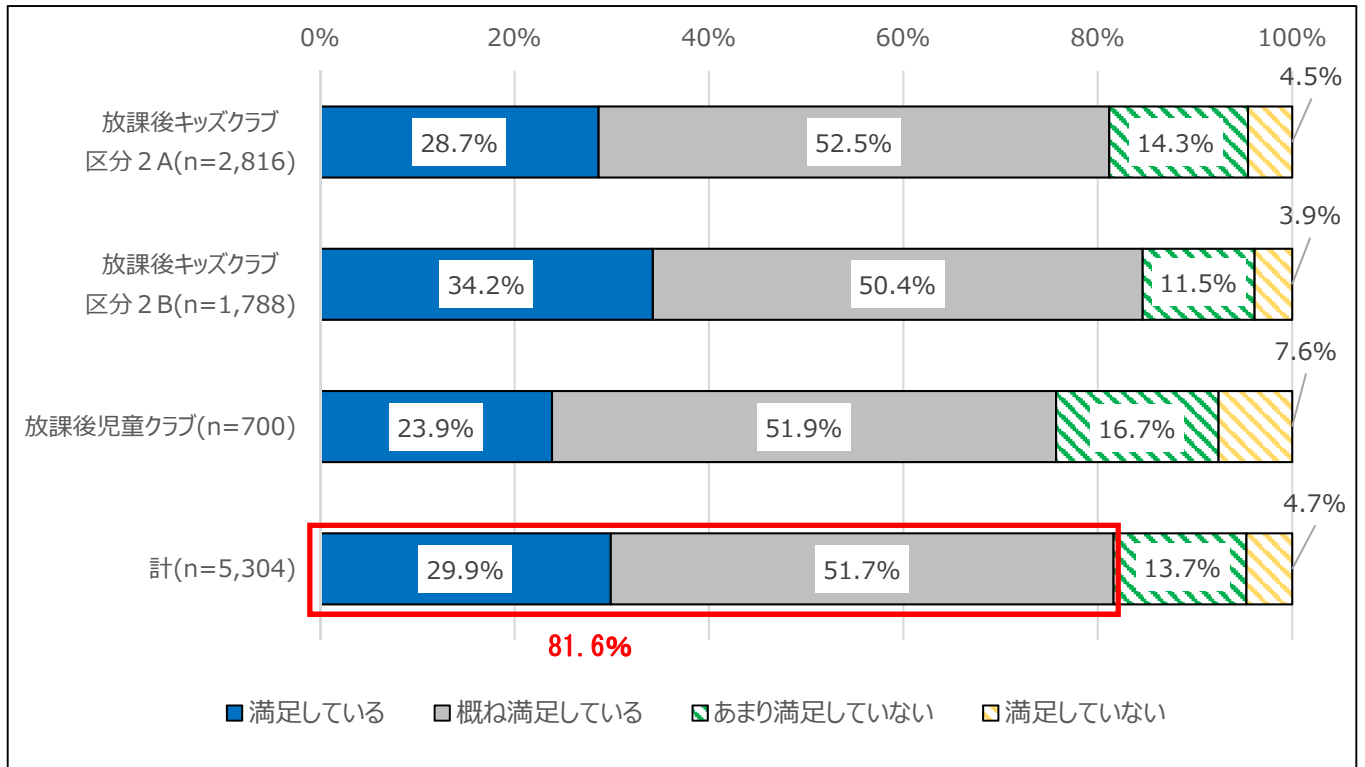
■ お弁当に入れて欲しくないもの

1位	2位	3位	4位	5位
ナス	ピーマン	きのこ	野菜	ニンジン
29人	22人	19人	14人	14人

(2) 保護者向けアンケート

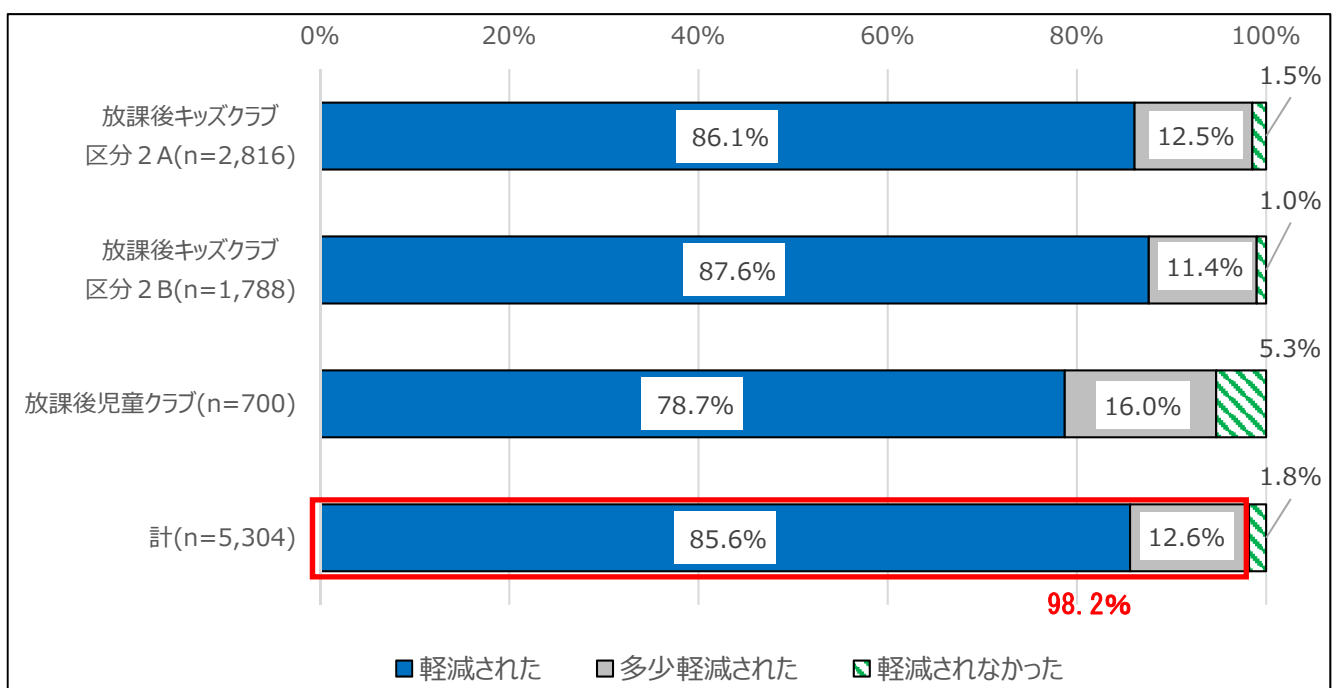
ア クラブでの昼食提供の満足度を教えてください

昼食提供を「利用した」と回答した保護者のうち、81.6%が「満足している」「概ね満足している」と回答していました。



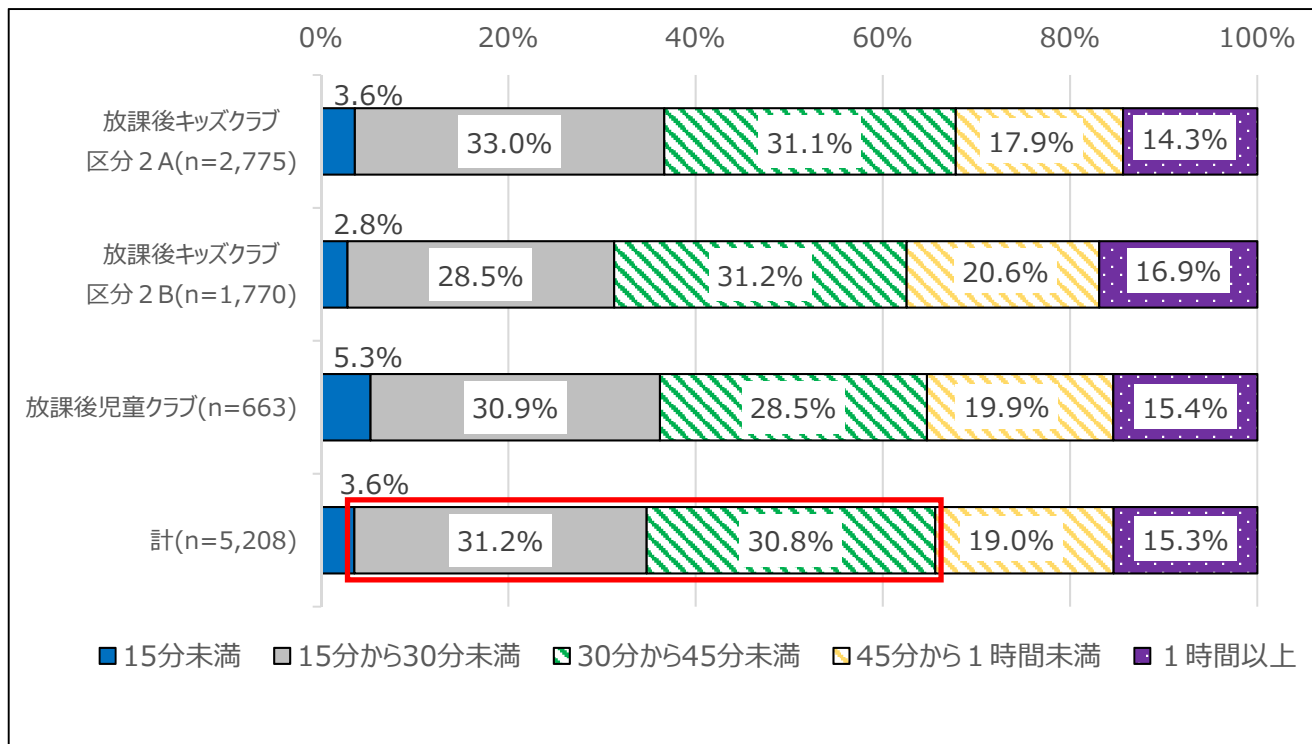
イ お弁当を注文したことによって、時間的負担が軽減されましたか

昼食提供を「利用した」と回答した保護者のうち、85.6%が「軽減された」と回答しており、「多少軽減された」を含めると、98.2%の保護者が、時間的負担が軽減されたことを実感していました。



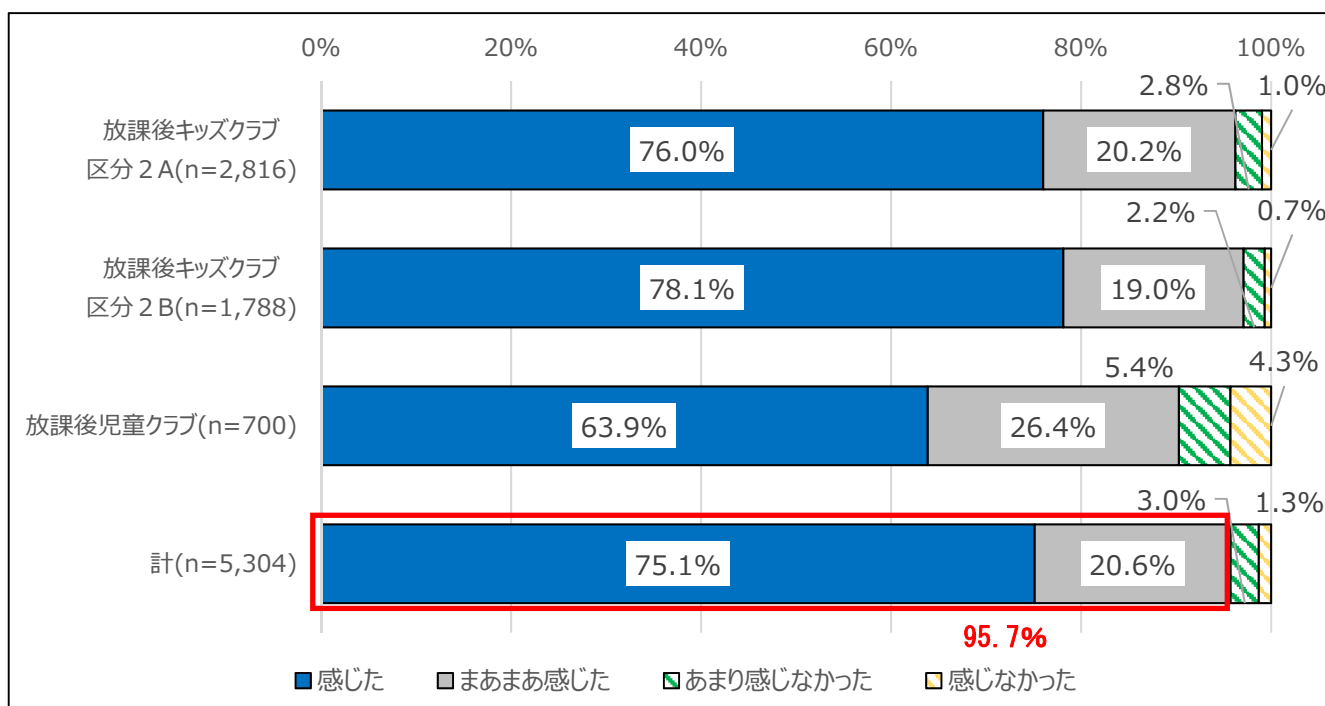
ウ お弁当の準備にかかっていた時間が、どのくらい軽減されましたか

負担が「軽減された」と回答した人のうち、31.2%が「15 分から 30 分」、次いで 30.8%が「30 分から 45 分」と回答しました。昼食提供により軽減された時間的負担を一定の条件で試算したところ、一人当たりの時間は 38 分となっていました。



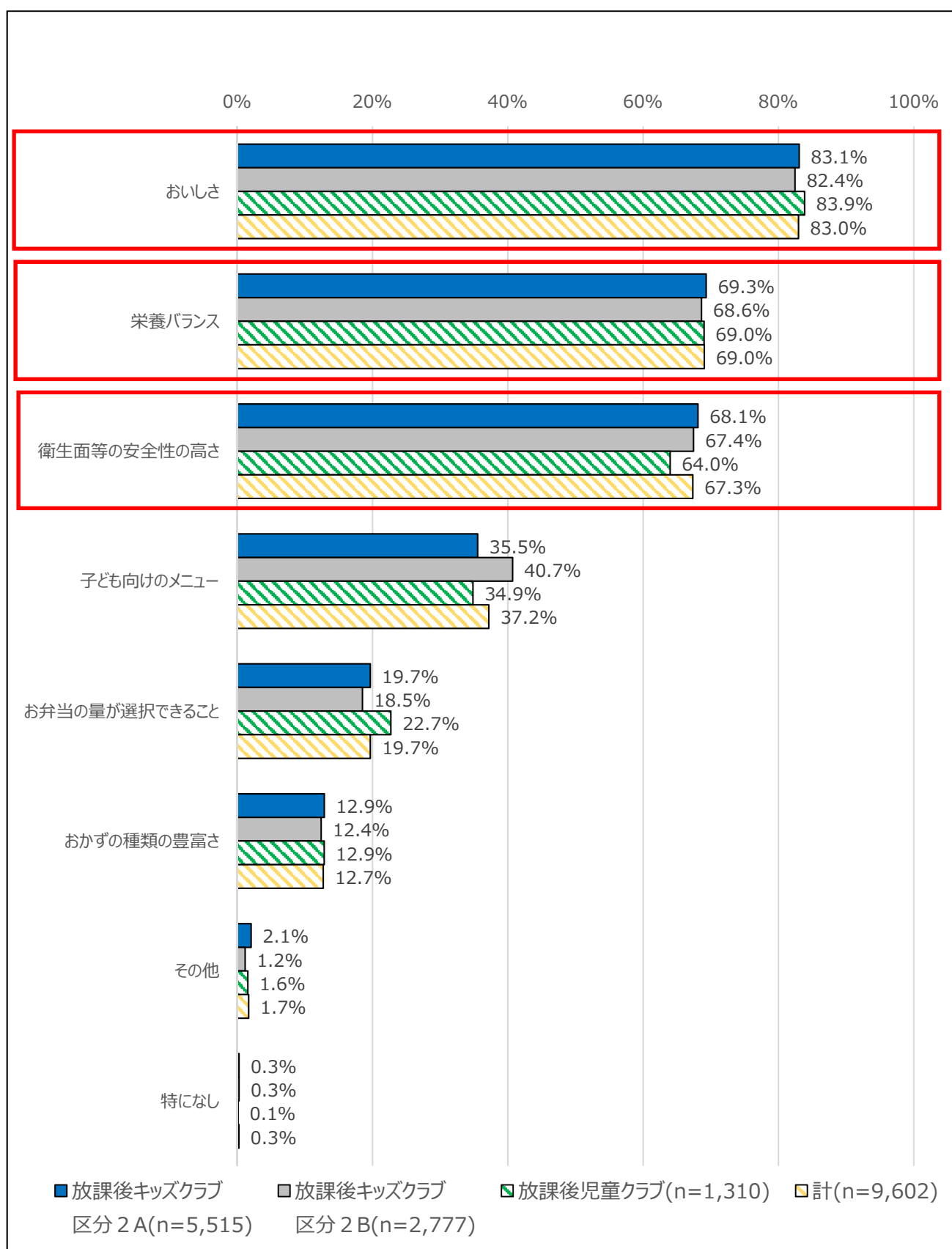
エ クラブでの昼食提供が開始されたことで、気持ち的な「ゆとり」を感じましたか

昼食提供を「利用した」と回答した保護者のうち、75.1%が「ゆとりを感じた」と回答しており、「まあまあゆとりを感じた」を含めると、95.7%の保護者が、気持ち的なゆとりを実感していました。



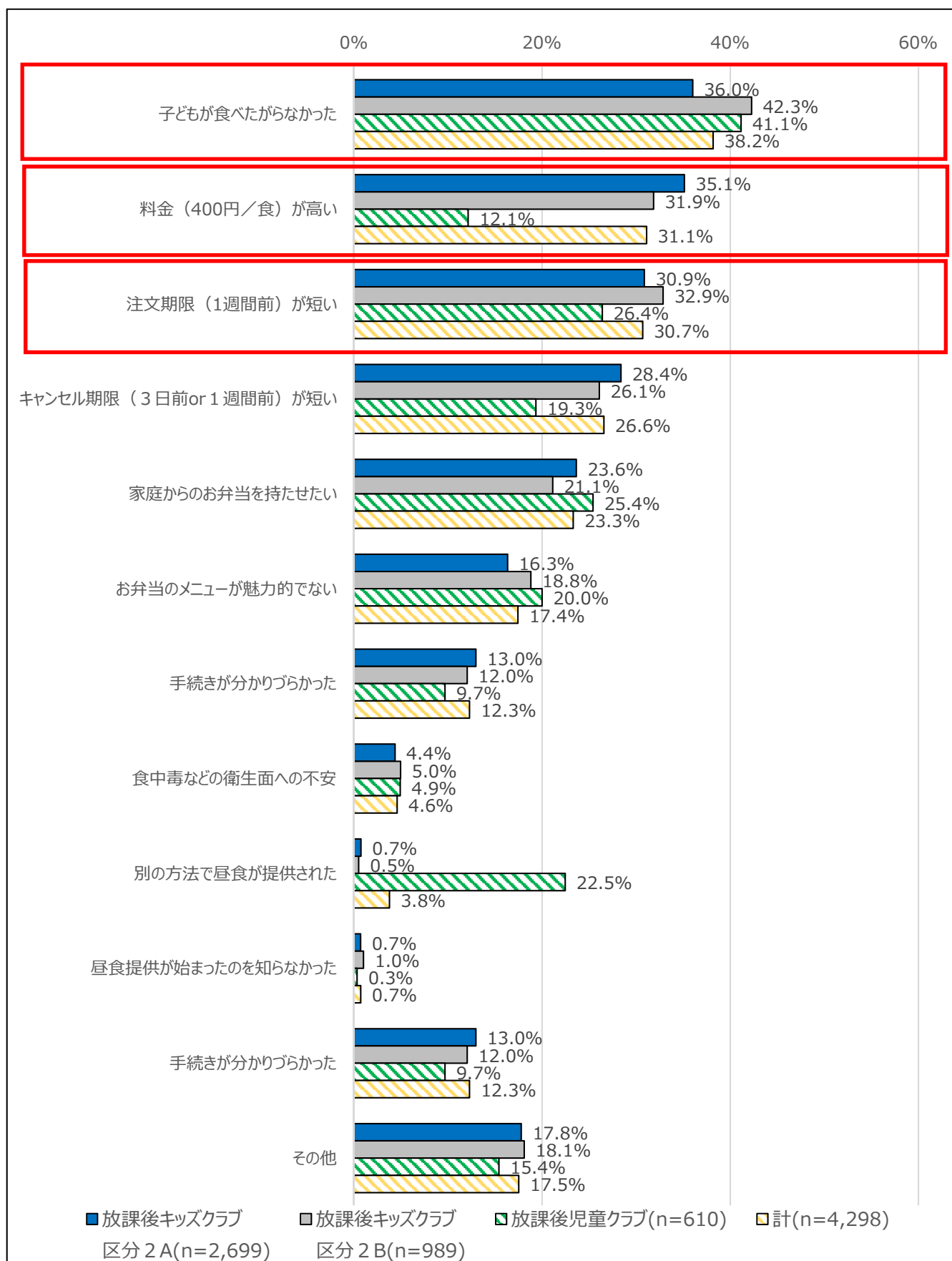
オ お弁当の内容について、期待するものはなんですか（3つまで回答）

「おいしさ」が83.0%で最も多く、次いで「栄養バランス」が69.0%、「衛生面等の安全性の高さ」が67.3%となっていました。



カ 昼食提供を利用しなかった理由は何ですか（3つまで回答）

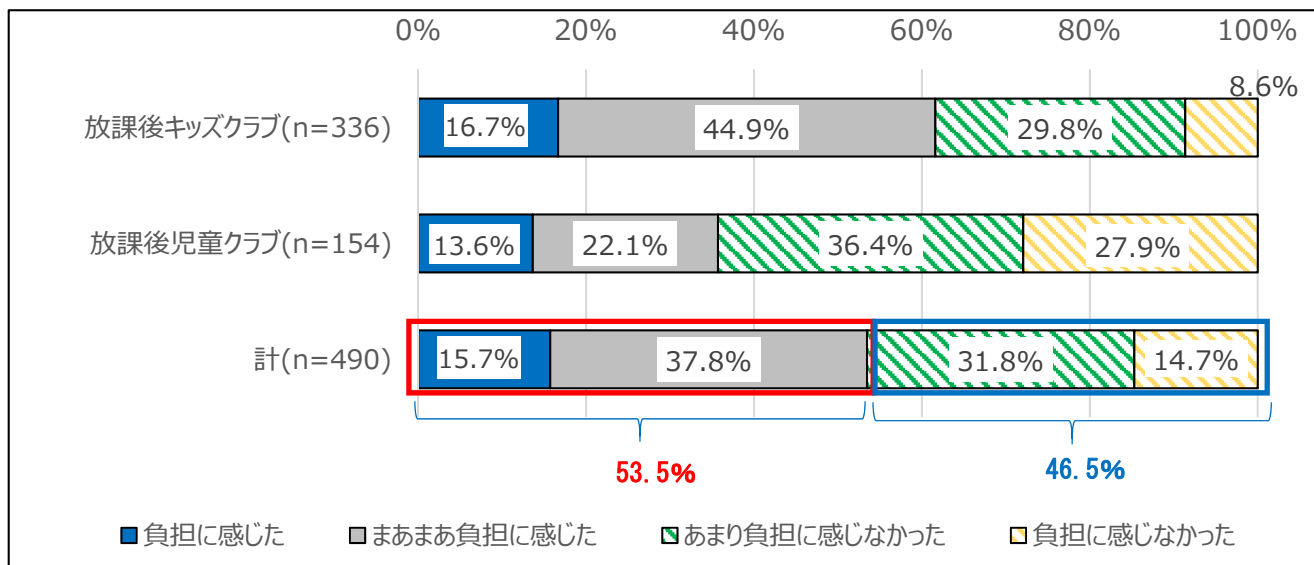
昼食提供を「利用しなかった」と回答した保護者のうち、「子どもが食べたがらなかった」が38.2%で最も多く、次いで「料金(400円/食)が高い」が31.1%、「注文期限（1週間前）」が短い」が30.7%となっていました。



(3) クラブアンケート

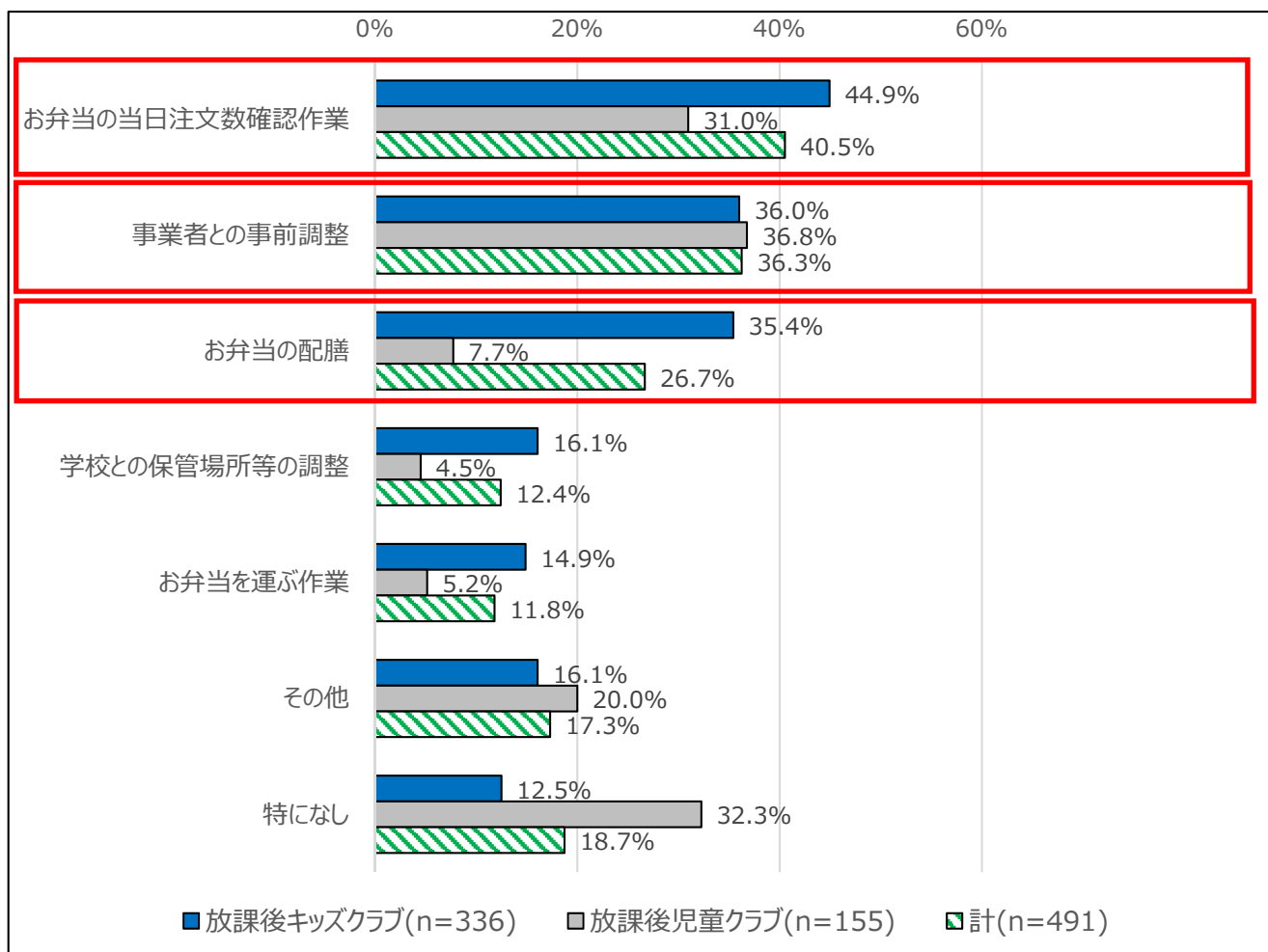
ア 屋食提供事業への対応について、負担に感じましたか

「負担に感じた」「まあまあ負担に感じた」と回答したクラブが 53.5%、「負担に感じなかった」「あまり負担に感じなかった」と回答したクラブが 46.5%となっていました。



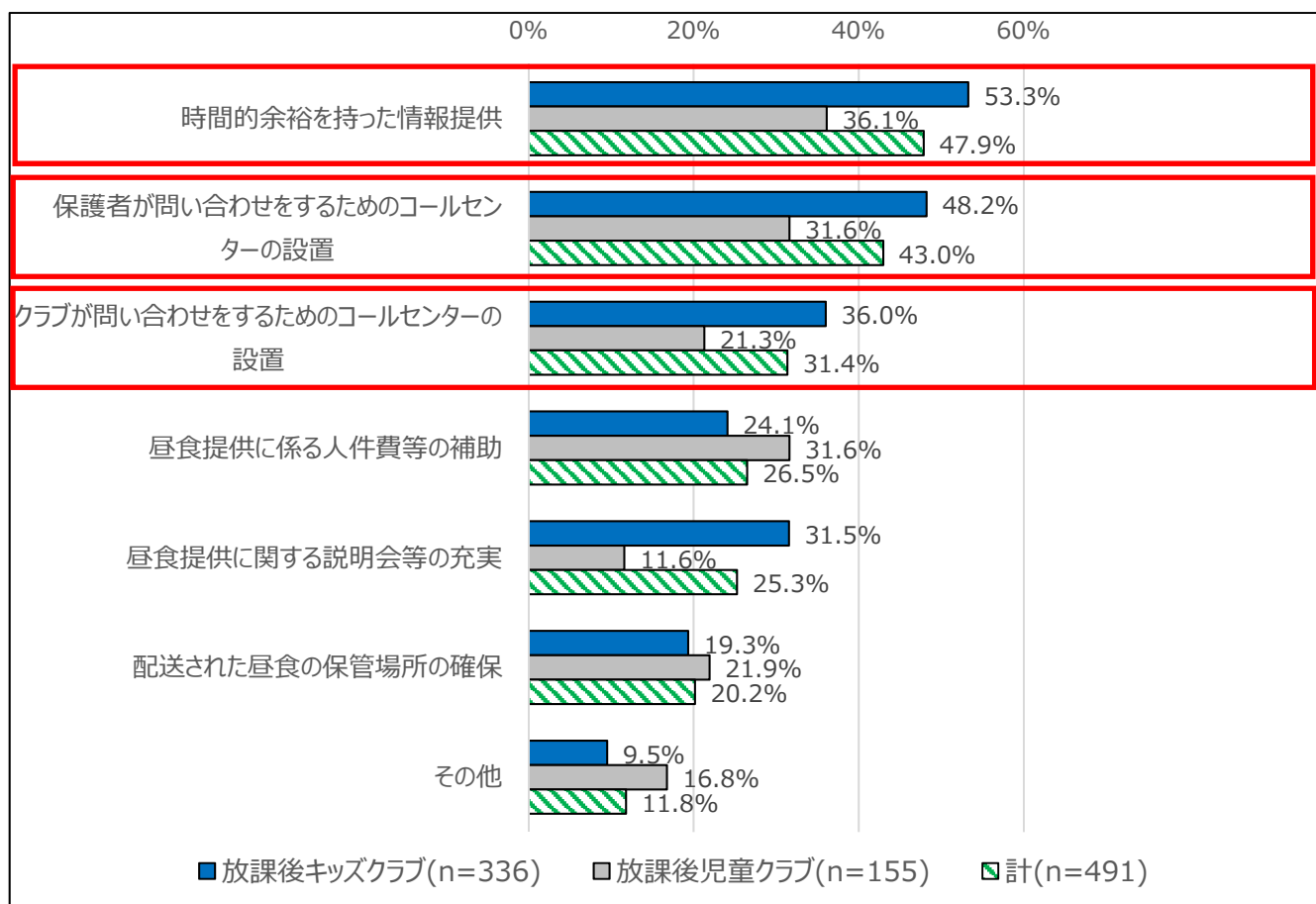
イ 屋食提供事業について、対応が大変だったものを選択してください（3つまで）

「お弁当の当日注文数の確認作業」が 40.5%で最も多く、次いで「事業者との事前調整」が 36.3%、「お弁当の配膳」が 26.7%となっていました。



ウ クラブでの昼食提供のために、横浜市からの必要な支援として当てはまると思うものを選択してください（3つまで）

「時間的余裕を持った情報提供」が47.9%で最も多く、次いで「保護者が問い合わせをするためのコールセンターの設置」が43.0%、「クラブが問い合わせをするためのコールセンターの設置」が31.4%となっていました。



3 まとめ

今回のモデル実施では、利用した保護者の8割以上の方が「満足・概ね満足」と回答しました。また、約96%の方が、気持ち的な「ゆとり」を実感したと回答したことから、**保護者の時間的・精神的なゆとりの創出に一定の効果**があったと考えています。

お弁当の内容については、児童の9割以上が「美味しい」と回答したものの、喫食状況では「少し残した・たくさん残した」と回答した児童は6割以上で、残した理由としては「苦手なものがあった」が最も多い結果となりました。保護者が昼食提供を利用しなかった理由としても、「子どもが食べたがらなかった」が最も多かったことから、今後は、**児童の嗜好を意識したメニューを検討**することも必要です。

また、事業者による食物アレルギー表示の記載漏れにより、児童に健康被害があったことに加え、保護者から「衛生面等の安全性の高さ」が期待されていることから、**より一層の安全性の確保、衛生面での対応**が必要です。

今回のアンケート調査結果等を踏まえ、来年度に向けてより良い事業となるよう取り組んでいきます。

【参考】横浜市 放課後児童健全育成事業の概要

	放課後キッズクラブ	放課後児童クラブ
内容	学校施設を活用した全ての子どもたちを対象にした「遊びの場」と留守家庭児童を対象とした「生活の場」の役割を兼ね備えた事業	留守家庭児童対象の「生活の場」として、地域の実情に応じて民間施設等を活用した事業
クラブ数	337 クラブ (R6. 4 月時点)	228 クラブ (R6. 7 月時点)
登録児童数	70,180 人 (R6. 4 月時点)	9,151 人 (R6. 4 月時点)
利用料	わくわく【区分 1】：無料 すくすく【区分 2 A】：月額 2,000 円 すくすく【区分 2 B】：月額 5,000 円	平均利用料 18,400 円／月 (R6. 4 月時点) ※利用料はクラブにおいて設定
運営主体	NPO 法人、株式会社、社会福祉法人等	運営委員会又は法人

小学生の朝の居場所づくりモデル事業に係るアンケート調査結果について

令和 6 年 7 月から、小学生の朝の居場所づくりモデル事業（以下「モデル事業」という。）を、市立小学校 2 校で実施しています。

モデル事業の今後の進め方等を検討するため、モデル実施校及び市立保育所の保護者を対象にアンケート調査を実施しましたので、結果を御報告します。

1 アンケート調査の概要

モデル事業の課題等の把握に向け、モデル実施校 2 校に在籍している児童の保護者に対してアンケート調査を行いました。また、小学校入学を控えた児童の保護者のニーズ等を把握するため、市立保育所を利用している 4 歳児・5 歳児クラスの保護者に対してアンケート調査を実施いたしました。

対象	モデル実施校	市立保育所
調査期間	令和 6 年 9 月 19 日～10 月 31 日	令和 6 年 8 月 27 日～9 月 11 日
調査対象者	モデル実施校 2 校の在籍児童の保護者	市立保育所 56 園を利用している 4 歳児・5 歳児クラスの保護者
回答数 (回答率)	386 人/938 人 ^{※1} (41.2%)	316 人/2,273 人 ^{※2} (13.9%)

※ 1 R6.4 月時点 ※ 2 R6.8 月時点

【参考】モデル事業の概要

実施校	美しが丘小学校	美しが丘東小学校
目的	保護者の子育てと仕事の両立を支援するとともに、子どもたちが小学校の始業前の朝の時間に安心して過ごせる環境を整える	
内容	保護者の付き添いのもと登校し、見守り員による見守りのもと、小学校内の活動場所（体育館等）で読書などをして静かに過ごす	
事業開始日	令和 6 年 7 月 22 日	令和 6 年 7 月 16 日
実施日・時間	平日 午前 7 時から 8 時頃まで (長期休業日を含む)	
対象児童	実施校に在籍する児童	
利用料	無料（別途保険料 800 円/年）	
利用登録者数 [※]	4 人	6 人
実利用者数 [※]	2 人	3 人

※ R6.11 月末時点

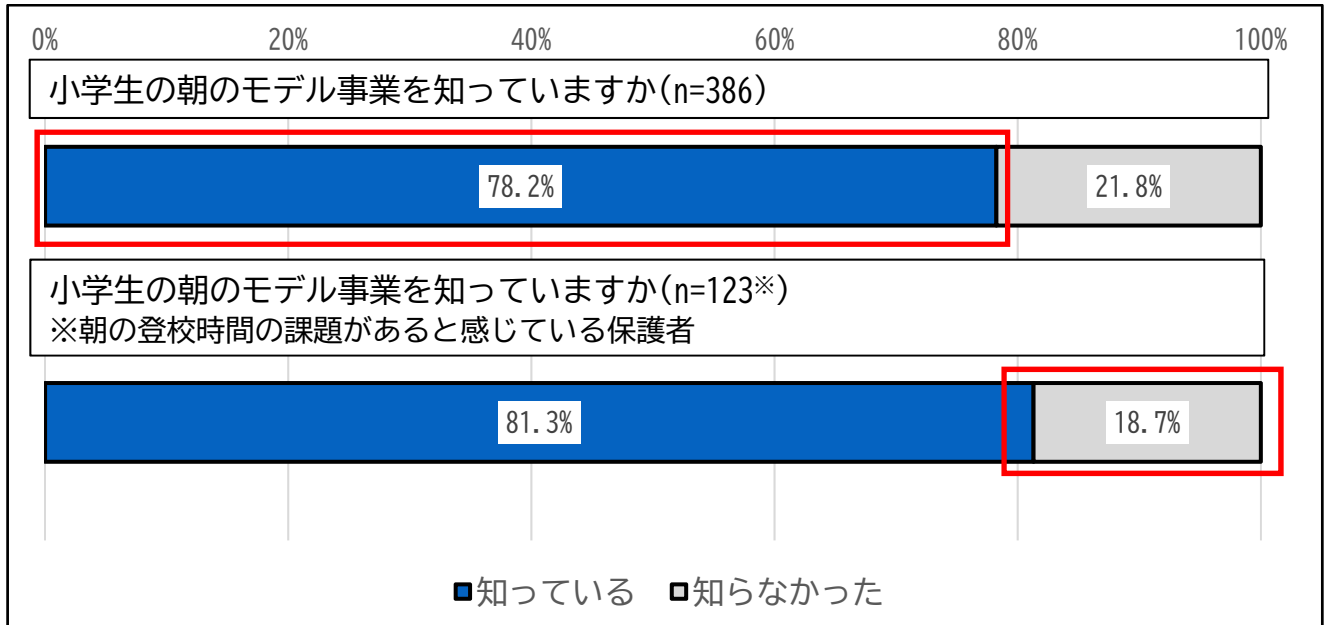
2 アンケート調査の主な結果について

(1) モデル実施校アンケート

ア 小学生の朝の居場所づくりモデル事業を知っていますか(n=386)

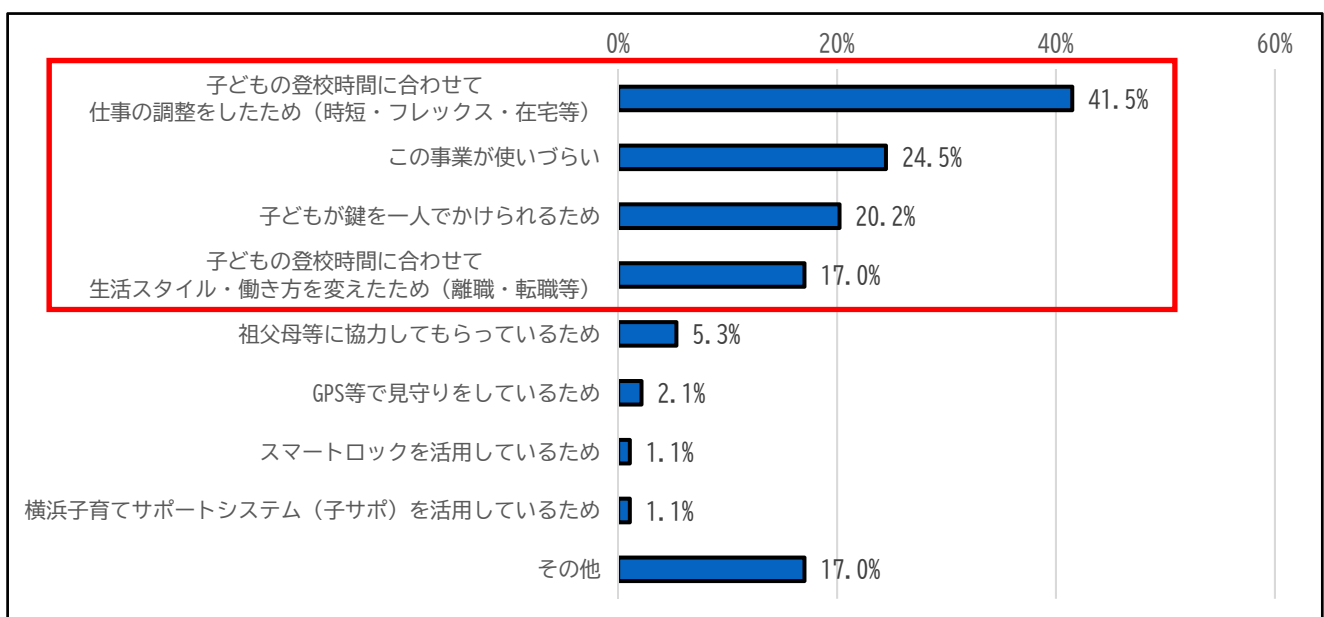
78.2%の保護者がモデル事業を「知っている」と回答しています。

なお、朝の登校時間の課題がある（保護者の出勤時間がこどもの登校時間より早い等）と感じている保護者のうち、18.7%がモデル事業を「知らなかった」と回答しています。



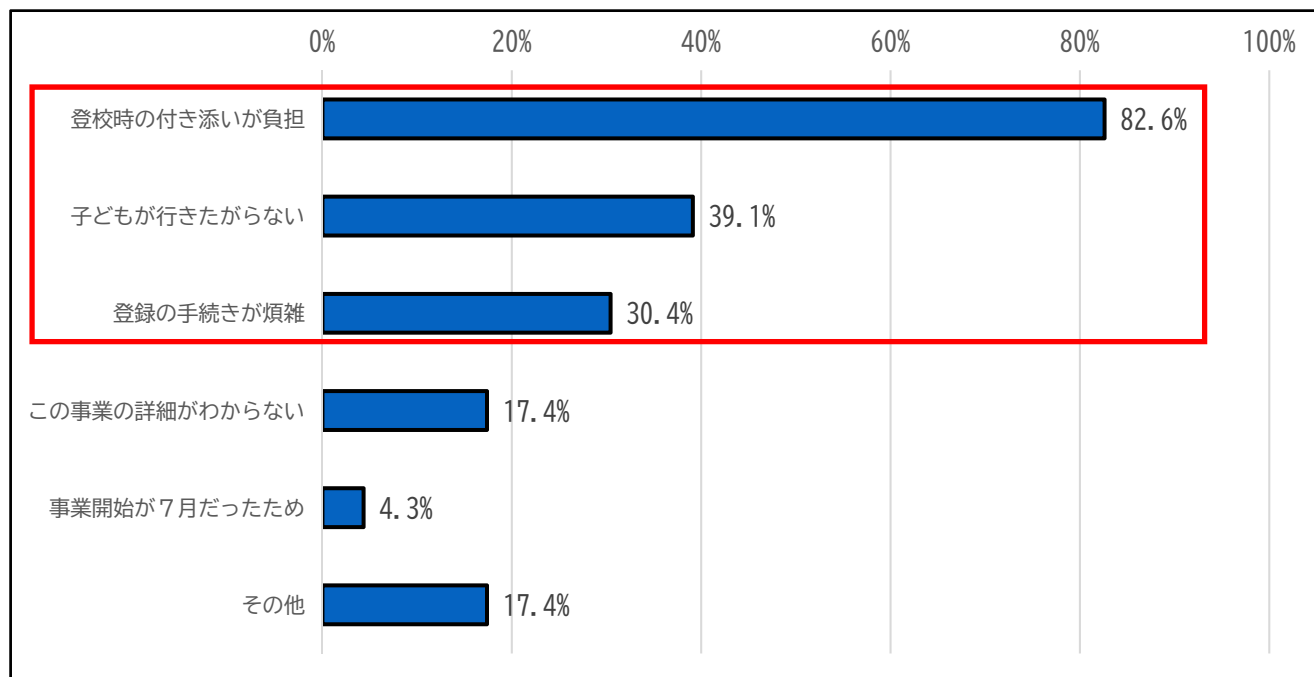
イ 登録していない理由を教えてください（複数回答可）(n=94)

「朝の登校時間に課題があると感じている」かつ「モデル事業に登録していない」保護者に、モデル事業に登録していない理由を尋ねたところ、「子どもの登校時間に合わせて仕事の調整をしたため（時短・フレックス・在宅等）」が41.5%で最も多く、次いで「この事業が使いづらい」が24.5%、「子どもが鍵を一人でかけられるため」が20.2%、「子どもの登校時間に合わせて生活スタイル・働き方を変えたため（離職・転職等）」が17.0%となっています。



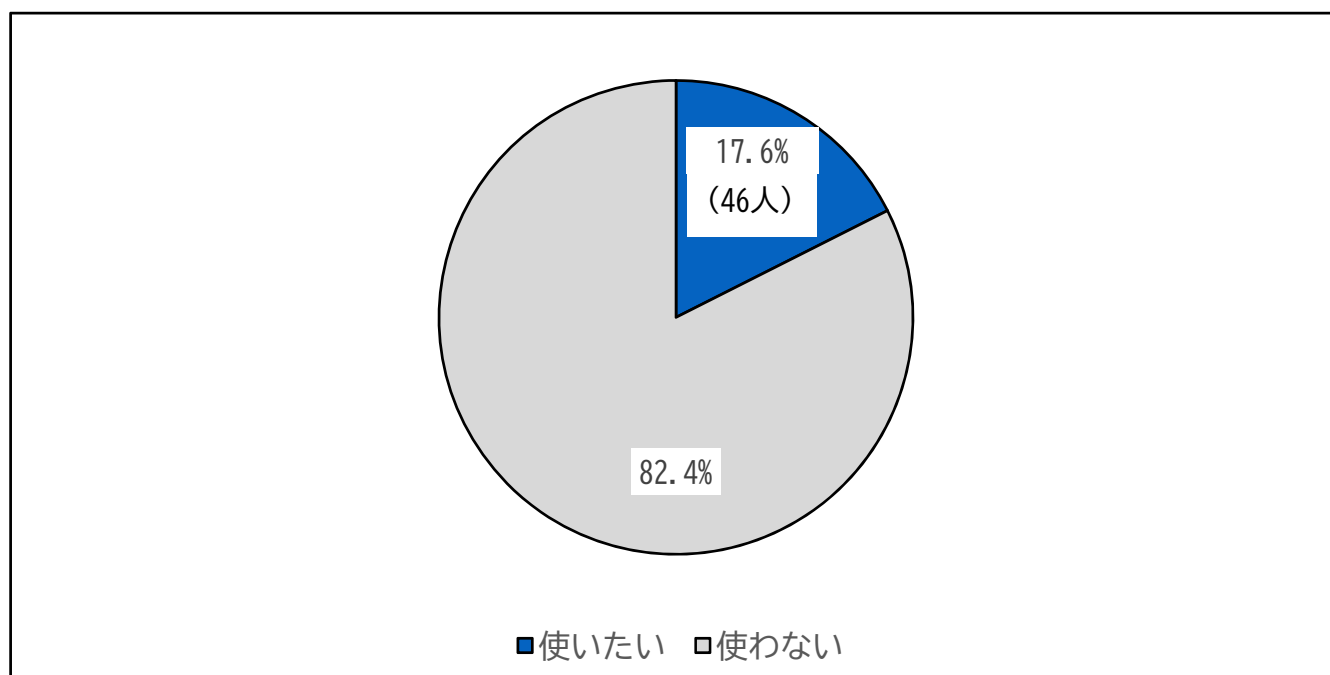
ウ 使いづらいと思う理由を教えてください（複数回答可）（n=23）

「イ」の設問で、「この事業が使いづらい」と回答した保護者に理由を尋ねたところ、「登校時の付き添いが負担」が 82.6%で最も多く、次いで「子どもが行きたがらない」が 39.1%、「登録の手続きが煩雑」が 30.4%となっています。



エ 来年度この事業が実施される場合、使う予定はありますか（n=262）

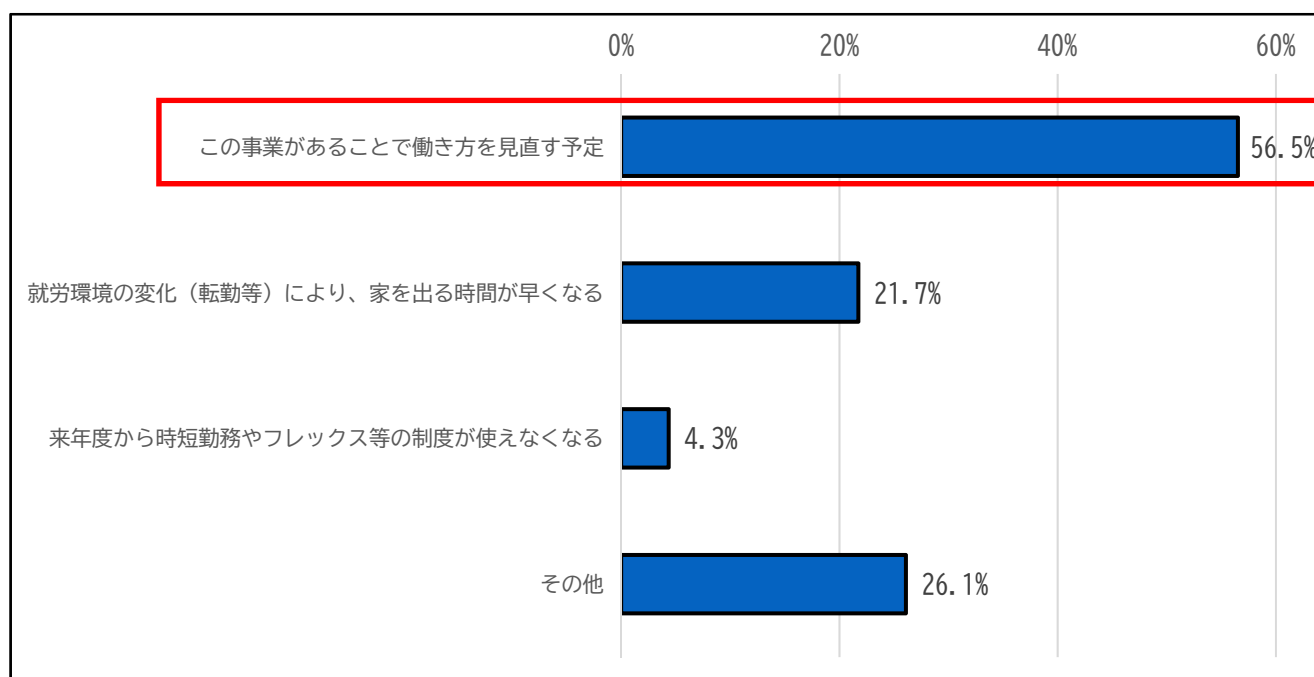
「モデル事業を知っている」かつ「モデル事業に登録していない」保護者に、来年度のモデル事業の利用予定を尋ねたところ、17.6%にあたる 46 人が「使いたい」と回答しています。



※ 6年生を除く

オ 使いたい理由を教えてください(n=46)

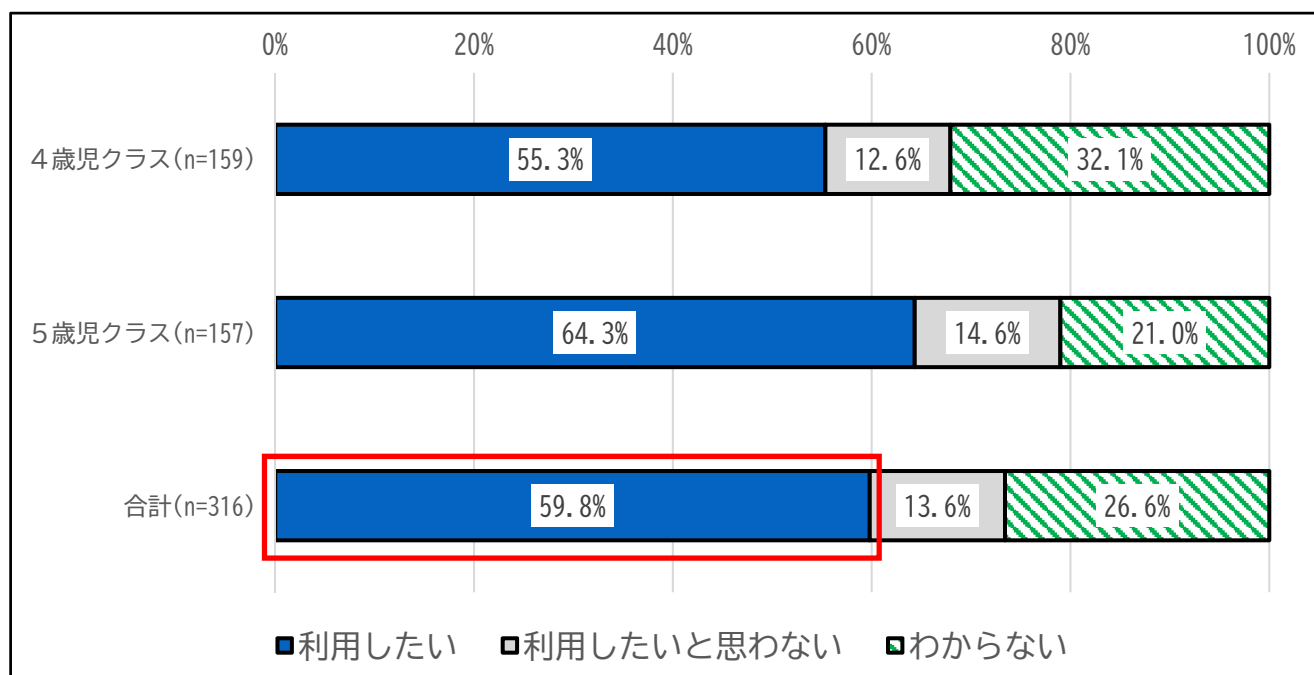
「エ」の設問で「使いたい」と回答した保護者に理由を尋ねたところ、「この事業があることで働き方を見直す予定」が56.5%で最多となっています。



(2) 市立保育所アンケート

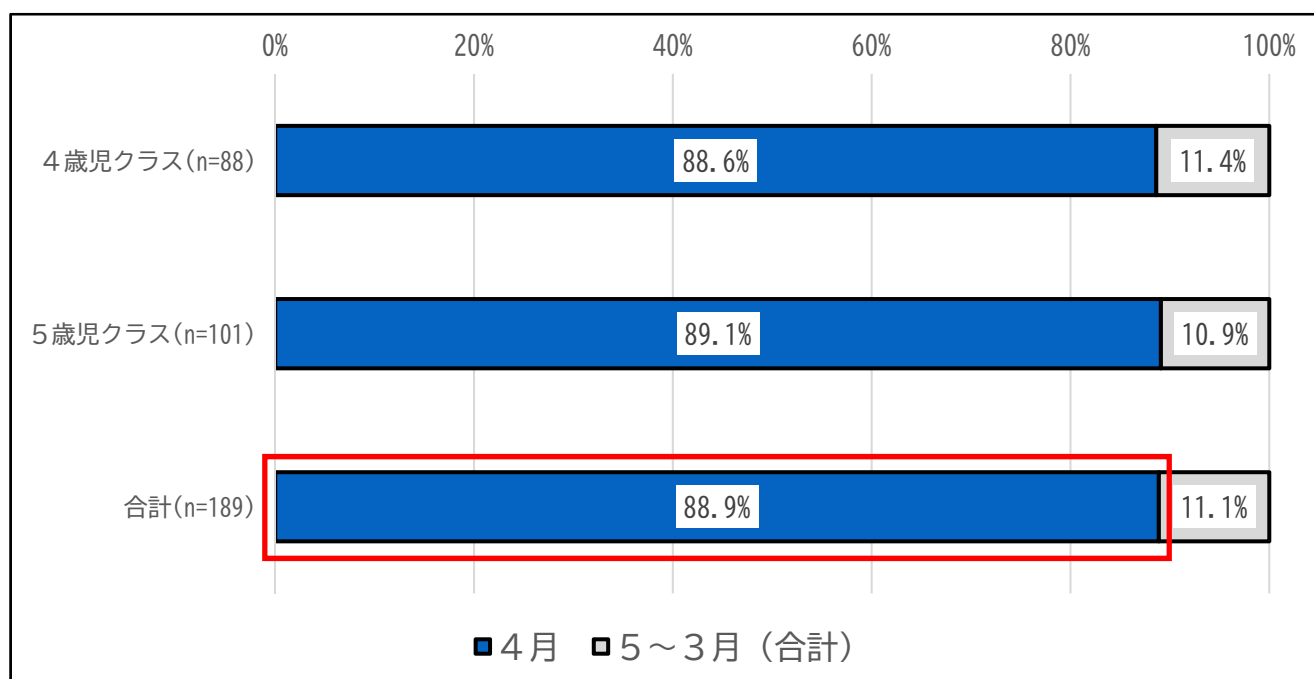
ア 「小学生の朝の居場所づくりモデル事業」がお子さんの通学予定校で実施されているら利用したいですか(n=316)

59.8%の保護者が「利用したい」と回答しています。



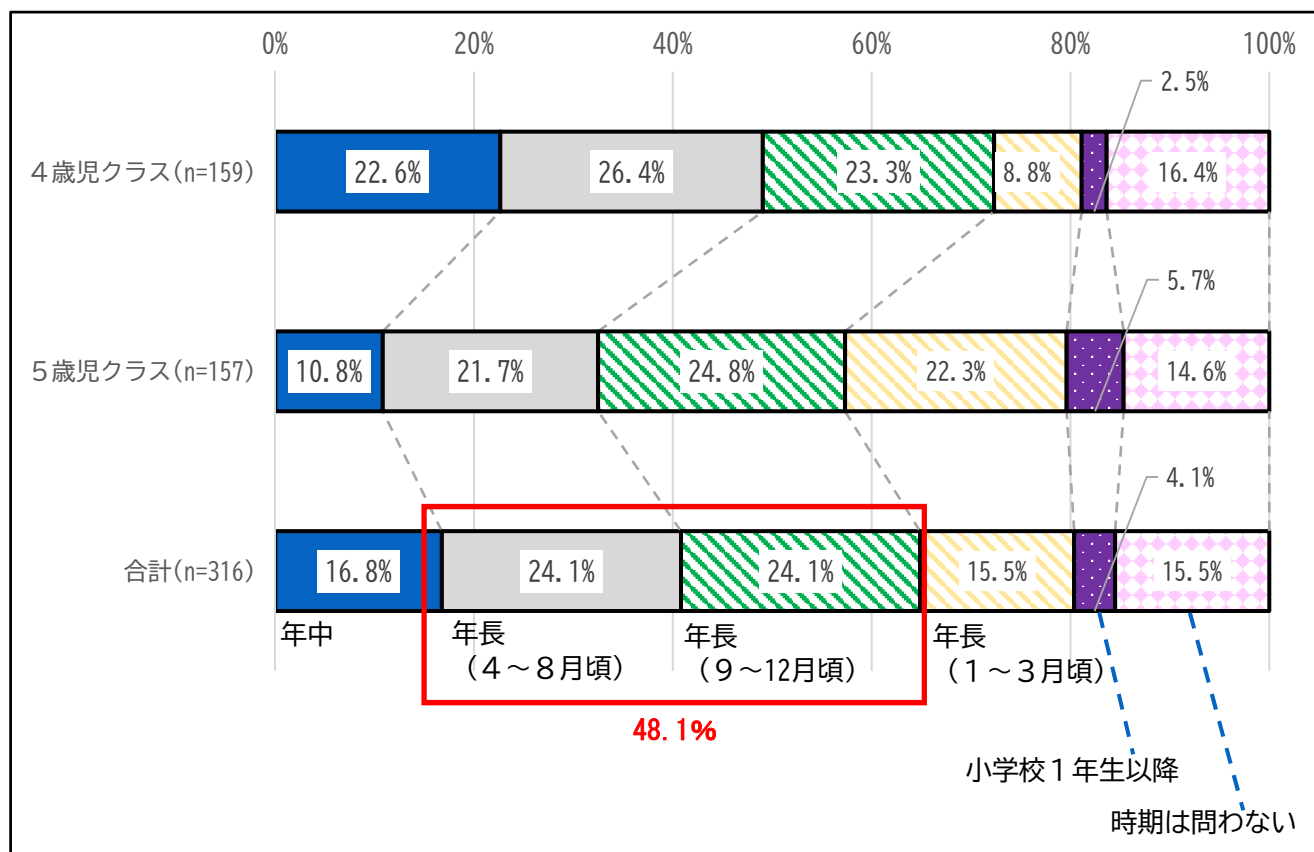
イ いつからこの事業を開始してほしいですか (n=189)

「ア」で「利用したい」と回答した保護者に、事業開始時期の希望を尋ねたところ、88.9%の保護者が「4月」から実施してほしいと回答しています。



ウ 朝一人でこどもが家を出発する際の支援メニューがある場合、いつまでにその制度を知りたいですか (n=316)

48.1%の保護者が「年長（4～8月頃）」「年長（9～12月頃）」と回答しています。



3 まとめ

令和6年7月にモデル事業を開始しましたが、登録・利用者数が少ない状況であり、モデル事業における課題や、今後小学校に入学する未就学児の保護者ニーズを把握するために、アンケート調査を実施しました。

まず、モデル実施校でのアンケート結果を見ると、朝の登校時間に課題があると感じている保護者のうち、約2割がモデル事業を「知らなかった」と回答しており、**支援が必要な保護者に対して、確実に周知がされるよう取り組む**必要があります。

また、モデル事業に登録していない理由として、既に仕事の調整等によりライフスタイルを変更したという回答が多く見られたことから、**保護者が児童の入学後の働き方等を検討するに当たり、モデル事業の実施の有無を知ることができるよう、適切な時期に周知を行う**ことが重要となります。その他、「この事業が使いづらい」と回答している理由が、多い順に「登校時の付き添いが負担」「子どもが行きたがらない」「登録の手続きが煩雑」であったことを踏まえ、**登校時・利用時の児童の安全と満足度、保護者の利便性などを考慮した実施方法**を、引き続き検討していく必要があります。

来年度に向けては、**「この事業があることで働き方を見直す予定」**を主な理由として、50人近い保護者がモデル事業を新たに利用する予定と回答するなど、モデル事業への期待が感じられました。

次に、市立保育所アンケート結果では、約6割の保護者がモデル事業を「利用したい」と回答しており、また、利用時期については約9割が「4月」からの利用を希望していることから、**小学校入学に伴う朝の時間の支援ニーズは一定数ある**と考えられます。

今回のアンケート調査結果等を踏まえ、来年度に向けてより多くの児童・保護者に利用いただける事業となるよう取り組んでいきます。

基本施策④

8		放 課 後 の 居 場 所 づ く り
本 年 度		千円 15,609,590
前 年 度		15,021,386
差 引		588,204
本年度の財源内訳	国	4,253,711
	県	3,902,591
	その他	2,777
	市 費	7,450,511

事業内容

全ての児童を対象とした「放課後キッズクラブ」や、留守家庭児童等を対象とした「放課後児童クラブ」への運営支援を行います。
また、特別支援学校における「はまっ子ふれあいスクール」の実施や、公園の一部を「こどもの創造力を生かした自由な遊び場」として活用するプレイパークの活動の支援を引き続き実施します。

1 放課後キッズクラブ事業＜拡充＞

106億6,691万円（103億4,697万円）

学校施設等を活用し全てのこどもを対象とした「遊びの場」と、留守家庭児童等を対象とした「生活の場」を兼ね備えた、安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、児童の健全な育成を行います。さらに、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、キッズクラブの専用ルーム等に端末を教育情報ネットワークに接続するためのアクセスポイントを設置します。

また、クラブの安定した運営を支援するため、平日に18時半を超えて開所している支援の単位及び開所日数が200日未満の支援の単位への運営費補助並びに小学校の建替え等に伴い放課後キッズクラブの移転が生じるクラブへの備品費等の補助を創設します。

(運営か所数：337か所)



【放課後キッズクラブの活動】

2 小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブ整備事業

2億3,655万円（1億8,790万円）

小学校建替え等に伴う放課後キッズクラブの活動場所の整備を行います。

(実施設計：7か所、工事：7か所)

3 放課後児童クラブ事業＜拡充＞

40億3,705万円（36億1,217万円）

地域の理解と協力のもと、保護者の就労等により留守家庭となる児童の遊び及び生活を通じた健全育成を行います。

また、小学校での日常的な1人1台端末の持ち帰りに対応するため、端末をインターネットに接続するための通信費等の補助を創設するとともに、クラブの安定した運営を支援するため、平日の長時間開所加算の要件を見直し、18時半を超えて開所している支援の単位を補助対象とします。

(運営か所数：228か所)



【放課後児童クラブの活動】

4 放課後児童サポート事業＜拡充＞

4億7,866万円（7億3,151万円）

放課後児童育成施策の質の向上のための支援を行い、全てのこどもたちにとって安全・安心な放課後の居場所づくりを推進します。

(1) 人材確保支援＜拡充＞

事業所における人材確保支援のため、集約した各事業所の求人情報について、本市ホームページへの公開を引き続き行います。加えて、主要駅通路デジタルサイネージや大学等で広報動画を掲出します。



【人材募集チラシ】

(2) 人材育成支援＜拡充＞

必要な知識や技術の習得ができるよう、こどもの育成支援や安全・安心への対応など様々な研修を実施します。また、研修講座の内容や回数の充実を図るとともに、引き続きオンラインでの研修も実施し、受講しやすい環境を整え、事業所の人材育成が一層進むよう支援します。

(3) プログラム充実のための支援

クラブにおいて地域や民間事業者等と連携したイベントやプログラムが実施できるよう支援します。

(4) デジタル化の推進＜拡充＞

児童の入退室情報を管理するシステム等の放課後事業に
関係するシステムの相互連携や、パマトコとの連携により、
更なる保護者の利便性の向上及びクラブの事務負担の軽減
を図ります。



【プログラムの様子】

(5) 長期休業期間中における昼食提供＜拡充＞ **重点Ⅱ**

全ての放課後キッズクラブ及び放課後児童クラブを対象
に、長期休業期間中の昼食提供を夏休みに加え、冬休み・
春休み（3月）にも実施します。

また、より一層安全で安心な昼食提供を実施するため、
外部機関によるアレルギー表示の確認を行います。



【昼食提供の様子】

5 小学生の朝の居場所づくりモデル事業＜拡充＞ **重点Ⅱ**

4,505万円（349万円）

小学生の始業前等の朝の時間に、学校施設を活用して、こどもたちが安心して過ごすことができる
居場所づくり事業を引き続きモデル事業として新たに8か所で実施するとともに、8年度の実施か所
数拡大に向けた環境整備等を行います。

（実施か所数：10か所（新規8か所））

6 特別支援学校はまっ子ふれあいスクール事業

1億741万円（1億331万円）

一部の特別支援学校に設置されているはまっ子ふれあいスクールにおいて、学校施設を活用し、遊
びを通じた異年齢児間の交流を促進することにより、児童・生徒の健やかな成長を支援します。

（運営か所数：5か所）

7 プレイパーク支援事業＜拡充＞ **重点Ⅰ**

3,796万円（3,605万円）

地域主体で、公園等の一部を「こどもの自由な遊び場」と
して活用する、プレイパークの活動を支援します。

また、安心・安全な環境で過ごせるよう、プレイパークを
開催する際の安全点検など、開催準備等への支援を拡充しま
す。

（実施団体数：23団体）



【プレイパークの活動】